

# 鳥取県公報

平成 29 年 3 月 31 日(金) 号外第 3 8 号

毎週火·金曜日発行

		目	次
規	則	鳥取県予算規則の一部を改正する規則 (27) (財職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定(29) (〃)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	政課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### <del>----</del>公布された規則のあらまし<del>---</del>

#### ◇鳥取県予算規則の一部改正について

1 規則の改正理由

財務会計システムが刷新され、歳出予算の配当申請に係る手続が廃止されること等に伴い所要の改正を行 う。

#### 2 規則の概要

- (1) 主務部長に中部地震復興本部事務局長を加える。
- (2) 歳出予算の配当申請に係る手続を廃止する。
- (3) 歳出予算流用(申請)書等の様式について、所要の規定の整備を行う。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成29年4月1日とする(1)に関する事項を除き、公布日とする。

#### ◇職員の職の設置に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

組織改正等に伴い、職員の職に新たに中部復興監、大山開山1300年祭鳥取県本部長を加える等所要の改正を 行う。

- 2 規則の概要
  - (1) 職員の職について、次のとおり改める。
    - ア 新設する職

中部復興監、大山開山1300年祭鳥取県本部長及び大山開山1300年祭鳥取県副本部長

- イ 中部地震復興本部事務局の設置に伴う所要の改正
- (2) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

◇地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職員の うち主要な職員の範囲を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

中央病院の「女性職員支援室」が「職員支援室」に、厚生病院の「医療安全・感染防止対策室」が「医療安 全対策室」及び「感染防止対策室」に改められること等に伴い、所要の改正を行う。

- 2 規則の概要
  - (1) 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正 政治的行為が制限される職について、医療安全・感染防止対策室及び滅菌材料室の室長並びに医療安全・ 感染防止対策室の副室長を削り、「女性職員支援室」を「職員支援室」に改める。
  - (2) 鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部改正 任免に知事の同意を要する主要な職員について、医療安全・感染防止対策室及び滅菌材料室の室長並びに 医療安全・感染防止対策室の副室長を削り、「女性職員支援室」を「職員支援室」に改める。
  - (3) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

#### ◇鳥取県労働委員会事務局組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

業務を円滑かつ効率的に進めるため、鳥取県労働委員会事務局の内部組織を改める等、所要の改正を行う。

- 2 規則の概要
  - (1) 審査調整課の内部組織を総務・審査担当及び調整・個別紛争解決支援担当(現行 総務・調整担当、 審査担当及び個別労使紛争解決促進担当)に改める。

- (2) 事務局長の専決事項に、職員に対する外国旅行の旅行命令及びその復命の受理を加える。
- (3) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

#### ◇鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

中部地震からの復興の取組を迅速かつ強力に展開する体制を整備するほか、新たな行政課題に対応するた め、県の行政組織を改める。

#### 2 規則の概要

- (1) 部局として中部地震復興本部事務局を置く。
- (2) 中部地震復興本部事務局及び生活環境部に中部地震住宅支援本部を置く。
- (3) 福祉保健部にささえあい福祉局を置く。
- (4) 危機管理局及び生活環境部に原子力環境センターを置く。
- (5) 内部組織、所掌事務及び附属機関等について所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

#### ◇鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

事務処理方法の見直しに伴い、事務処理権限の区分について所要の改正を行う。

- 2 規則の概要
  - (1) 地方機関の長がその委任決裁事項の一部について、常時自己に代わって決裁させることができることと する職員として、総合事務所内局長を兼ねる次長及び会計に関する事務に限り地方機関の長があらかじめ定 める職員を加えることとする。
  - (2) 介護時間の承認又は取消しに係る事務処理権限を定める。
  - (3) 物品の取得等の請求に係る事務処理権限の規定を整備する。
  - (4) 本庁における歳出金の戻入等については会計担当職員が専決することとする。
  - (5) その他所要の規定の整備を行う。
  - (6) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

#### ◇鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

地方独立行政法人法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

- 2 規則の概要
  - (1) 常勤職員数の報告を定めた規定中引用する地方独立行政法人法施行令の条項を改める。
  - (2) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

## 則

鳥取県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸

#### 鳥取県規則第27号

鳥取県予算規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県予算規則(昭和39年鳥取県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

(定義)

意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 主務部長 知事部局の部長(中部地震復興本 部事務局長、元気づくり総本部長、危機管理局 長、観光交流局長及び会計管理者を含む。)、議 会事務局長、教育長、人事委員会事務局長、監査 委員事務局長、労働委員会事務局長及び警察本部 長をいう。

 $(2)\sim(4)$  略

(予算の要求)

受けたときは、これに基づき、その分掌事務に係る 予算について、別に総務部長が定めるところにより 要求書及び説明資料を作成し、これを総務部長に提 出しなければならない。

(歳出予算の配当)

き、歳出予算の配当の手続を行わなければならな い。

2 略

3 略

(歳出予算の令達)

歳出予算のうち、出納機関に係るものについては、 歳出予算のうち、出納機関に係るものについては、

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の 意義は、当該各号に定めるところによる。

改正前

(1) 主務部長 知事部局の部長 (元気づくり総本 部長、危機管理局長、観光交流局長及び会計管理 者を含む。)、議会事務局長、教育長、人事委員 会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務 局長及び警察本部長をいう。

 $(2)\sim(4)$  略

(予算の要求)

第5条 主務部長は、前条の予算の編成方針の通知を 第5条 主務部長は、前条の予算の編成方針の通知を 受けたときは、これに基づき、その分掌事務に係る 予算について、別に総務部長が定める様式による要 求書及び説明資料を作成し、これを総務部長に提出 しなければならない。

(歳出予算の配当)

第12条 財政課長は、歳入歳出予算執行計画に基づ 第12条 主管課長は、歳入歳出予算執行計画に基づ き、財務課長が別に指示するところにより、定期又 は臨時に歳出予算配当(申請)書(様式第1号)を 作成し、これを財政課長に提出しなければならな い。

- 2 財政課長は、前項の歳出予算配当(申請)書の提 出を受けたときは、これを審査し歳出予算の配当の 手続を行わなければならない。
- 3 略
- 4 略

(歳出予算の令達)

第13条 主務課長は、前条の規定により配当を受けた 第13条 主務課長は、前条の規定により配当を受けた

歳出予算の令達の手続を行わなければならない。

(歳出予算の配当替え)

第14条 主務課長は、第12条の規定により配当を受け 第14条 主務課長は、第12条の規定により配当を受け た歳出予算について、予算の執行上必要があるとき は、その全部又は一部を他の主務課長に配当替えを する手続を行わなければならない。

#### 2 略

(歳出予算の流用)

経費の金額の流用を必要とする場合には、別に総務 部長が定めるところにより歳出予算流用(申請)書 を作成し、流用の手続を行わなければならない。

#### $2\sim4$ 略

(予備費の充当)

第17条 主務部長は、予備費の充当を必要とするとき 第17条 主務部長は、予備費の充当を必要とするとき (申請)書を作成し、これを総務部長に提出しなけ し、これを総務部長に提出しなければならない。 ればならない。

#### 2 · 3 略

(予算の繰越し使用)

第18条 主務部長は、繰越明許費に係る歳出予算の経 第18条 主務部長は、繰越明許費に係る歳出予算の経 費を翌年度に繰り越して使用する必要があるとき は、別に総務部長が定めるところにより繰越明許費 長に提出しなければならない。

#### 2 略

2 略

号) 第220条第3項ただし書の規定による繰越しを する必要があるときは、別に総務部長が定めるとこ 成し、これを総務部長に提出しなければならない。

令第16号) 第145条第1項の規定による繰越しをす る必要があるときは、別に総務部長が定めるところ により継続費繰越申請書を3月20日までに作成し、 これを総務部長に提出しなければならない。

歳出予算令達書(様式第2号)により歳出予算の令 達の手続を行わなければならない。

(歳出予算の配当替え)

た歳出予算について、予算の執行上必要があるとき は、歳出予算配当替書(様式第3号)によりその全 部又は一部を他の主務課長に配当替えをする手続を 行わなければならない。

#### 2 略

(歳出予算の流用)

第16条 主務部長は、予算に定める歳出予算の各項の 第16条 主務部長は、予算に定める歳出予算の各項の 経費の金額の流用を必要とする場合には、歳出予算 流用(申請)書(様式第4号)により流用の手続を 行わなければならない。

#### $2\sim4$ 略

(予備費の充当)

は、別に総務部長が定めるところにより予備費充当 は、予備費充当(申請)書(様式第5号)を作成

#### 2 · 3 略

(予算の繰越し使用)

費を翌年度に繰り越して使用する必要があるとき は、繰越明許費繰越申請書(様式第6号)を3月20 繰越申請書を3月20日までに作成し、これを総務部 日までに作成し、これを総務部長に提出しなければ ならない。

#### 2 略

第19条 主務部長は、地方自治法(昭和22年法律第67 第19条 主務部長は、地方自治法(昭和22年法律第67 号) 第220条第3項ただし書の規定による繰越しを する必要があるときは、事故繰越し繰越申請書(様 ろにより事故繰越し繰越申請書を3月20日までに作 式第7号)を3月20日までに作成し、これを総務部 長に提出しなければならない。

#### 2 略

第20条 主務部長は、地方自治法施行令(昭和22年政 第20条 主務部長は、地方自治法施行令(昭和22年政 令第16号) 第145条第1項の規定による繰越しをす る必要があるときは、継続費繰越申請書(様式第8 号)を3月20日までに作成し、これを総務部長に提 出しなければならない。

平成29年	3	月	31 F	Ħ	金曜	Н
T 11X 43 T	U	7.1	$o_1$	$\vdash$	カゲ k 田	$\vdash$

鳥 取 県 公 報

号外第38号

2 略 2 略

第2条 鳥取県予算規則の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第8号までを削る。

ISH 目1

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中鳥取県予算規則第2条の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成29年3月31日

> 鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県規則第28号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則(昭和39年鳥取県規則第6号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

#### 別表 (第2条関係)

統轄監、中部復興監、部長、局長、所長、理事 監、東部振興監、大山開山1300年祭鳥取県本部長、 会計管理者、次長、参事監、本部長、原子力安全対 策監、文化振興監、スポーツ振興監、官房長、経済 産業振興監、通商物流戦略監、農業振興戦略監、大 山開山1300年祭鳥取県副本部長、室長、副局長、校 長、館長、園長、課長、企画調整幹、参事、危機管 理専門官、副官房長、事務局長、主任教授、副所 長、副校長、総括検査専門員、検査専門員、税務専 門員、用地専門員、民工芸振興官、チーム長、副本 部長、支所長、中山間地域振興リーダー、課長補 佐、主幹、室長補佐、教授、総括主計員、主計員、 税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主 幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、 知的障害者福祉司、查察指導員、保育士長、副保育 士長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術 員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導 員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主 任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、 臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、 児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神 福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理 療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学 芸員補、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技 師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土 木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主 事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児 童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童 指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管 理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、 臨床心理士、臨床検査技師、講師、薬剤師、看護 師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林 業改良指導員、専門員、総括専門員、場長、上席研

別表 (第2条関係)

統轄監、部長、局長、所長、理事監、中部地震 復興本部事務局長、東部振興監、会計管理者、次 長、参事監、本部長、原子力安全対策監、文化振 興監、スポーツ振興監、官房長、経済産業振興 監、通商物流戦略監、農業振興戦略監、室長、副 局長、校長、館長、園長、課長、企画調整幹、参 事、危機管理専門官、副官房長、事務局長、主任 教授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査専 門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、 チーム長、副本部長、支所長、中山間地域振興リ ーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、教授、総括 主計員、主計員、税務主幹、教務主幹、専技主 幹、普及主幹、用地主幹、係長、副主幹、教務主 任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察 指導員、保育士長、副保育士長、准教授、農業専 門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術 員、普及指導員、林業普及指導員、管理栄養主 任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主 任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主 任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉 主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主 任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法 主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学芸 員補、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技 師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、 土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福 祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定 員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門 員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、 保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャ ルワーカー、臨床心理士、臨床検査技師、講師、 薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、 改良普及員、林業改良指導員、専門員、総括専門

究員、分場長、試験地長、主幹学芸員、主任学芸 員、サブチーム長、主任研究員、研究員、学芸員、 院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診 療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師 長、副看護師長、看護主任、准看護師、船長、機関 長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員、機関 士、航海士、現業職長、現業技術員、農業技手、畜 産技手、林業技手、現業主事、介助員、映画監督、 映画制作スタッフ、隊長、副隊長、隊員、保安管理 員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視 員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環 境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視 員、防疫員、肥料檢查員、土地調查員、建築主事、 建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬 病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャ 一、公営住宅監理員、支援幹、小作主事、と畜検査 員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除 員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川 監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計 員、企業出納員及び現金取扱員

員、場長、上席研究員、分場長、試験地長、主幹 学芸員、主任学芸員、サブチーム長、主任研究 員、研究員、学芸員、院長、副院長、医長、副医 長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法 士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主 任、准看護師、船長、機関長、機関士長、航海士 長、漁業取締専門員、機関士、航海士、現業職 長、現業技術員、農業技手、畜産技手、林業技 手、現業主事、介助員、映画監督、映画制作スタ ッフ、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石 油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇 物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指 導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防 疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築 監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病 予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャ 一、公営住宅監理員、支援幹、小作主事、と畜検 查員、地方種畜檢查委員、家畜防疫員、森林害虫 防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理 員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納 員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職員の うち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県規則第29号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職 員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正)

第1条 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則(昭和40年鳥取県規則第42 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第 2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に 2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に 掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とす 掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とす る。

- (1) 略
- (2) 病院局

ア〜サ 略

- シ 室長(医療安全対策室、感染防止対策室、医 療情報管理室、職員支援室、健診室、血液浄化 室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテー ション室、臨床工学室、栄養管理室、新病院建 設推進室、新生児集中治療室(厚生病院の新生 児集中治療室を除く。)、がん相談支援室、内 視鏡室、化学療法室、画像診断室及び放射線治 療室の室長に限る。)
- ス 副室長 (医療安全対策室、職員支援室及びが ん相談支援室の副室長に限る。)

セ略

る。

- (1) 略
- (2) 病院局

ア〜サ 略

- シ 室長(医療安全対策室、感染防止対策室、医 療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女 性職員支援室、健診室、血液浄化室、中央放射 線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨 床工学室、栄養管理室、新病院建設推進室、滅 菌材料室、新生児集中治療室(厚生病院の新生 児集中治療室を除く。)、がん相談支援室、内 視鏡室、化学療法室、画像診断室及び放射線治 療室の室長に限る。)
- ス 副室長 (医療安全対策室、医療安全・感染防 止対策室、女性職員支援室及びがん相談支援室 の副室長に限る。)

セ略

(鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則(平成7年鳥取県規則第11号)の一 部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第

1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事 1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事 監、局長、課長(病院局総務課長に限る。)、参事、┃監、局長、課長(病院局総務課長に限る。)、参事、 院長、副院長、部長、センター長、副センター長、副 | 院長、副院長、部長、センター長、副センター長、副 |局長、室長(医療安全対策室、感染防止対策室、医療|局長、室長(医療安全対策室、感染防止対策室、医療| 情報管理室、職員支援室、健診室、血液浄化室、中央安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支 放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床 | 援室、健診室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査 工学室、栄養管理室、新病院建設推進室、新生児集中 室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理 治療室(厚生病院の新生児集中治療室を除く。)、が 室、新病院建設推進室、滅菌材料室、新生児集中治療 ん相談支援室、内視鏡室、化学療法室、画像診断室及 室(厚生病院の新生児集中治療室を除く。) 、がん相 び放射線治療室の室長に限る。)、副室長(医療安全 談支援室、内視鏡室、化学療法室、画像診断室及び放 対策室、職員支援室及びがん相談支援室の副室長に限射線治療室の室長に限る。)、副室長(医療安全対策 る。) 及び看護師長の職を占める職員とする。

室、医療安全・感染防止対策室、女性職員支援室及び がん相談支援室の副室長に限る。) 及び看護師長の職 を占める職員とする。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

鳥取県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸

#### 鳥取県規則第30号

鳥取県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

鳥取県労働委員会事務局組織規則(昭和27年鳥取県規則第100号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後 改正前

(事務局の課及び内部組織の設置)

う。) に審査調整課を置き、課の事務を分掌させるた め総務・審査担当及び調整・個別紛争解決支援担当を 置く。

別表 (第6条関係)

事務局長専決事項	課長専決事項
1 職員(事務局長を除	略
く。以下同じ。)の分担	
事務の決定	
2 職員に対する外国旅行	
の旅行命令及びその復命	
<u>の受理</u>	
<u>3</u> 略	
<u>4</u> 略	
<u>5</u> 略	
<u>6</u> 略	
<u>7</u> 略	
<u>8</u> 略	

(事務局の課及び内部組織の設置)

第2条 鳥取県労働委員会事務局(以下「事務局」とい 第2条 鳥取県労働委員会事務局(以下「事務局」とい う。)に審査調整課を置き、課の事務を分掌させる ため総務・調整担当、審査担当及び個別労使紛争解 決促進担当を置く。

別表 (第6条関係)

为 (外 ) 水风水)	
事務局長専決事項	課長専決事項
1 職員(事務局長を除	略
く。以下同じ。)の分担	
事務の決定	
<u>2</u> 略	
<u>3</u> 略	
<u>4</u> 略	
<u>5</u> 略	
<u>6</u> 略	
<u>7</u> 略	

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県規則第31号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前		
(部局及び部内局の名称等)	(部局及び部内局の名称等)		
第5条 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第	第5条 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第		
5号) 第2条の規定により設置された部局は、次の	5号) 第2条の規定により設置された部局は、次の		
とおりである。	とおりである。		
中部地震復興本部事務局			
元気づくり総本部	元気づくり総本部		
危機管理局	危機管理局		
総務部	総務部		
地域振興部	地域振興部		
文化観光局	文化観光局		
福祉保健部	福祉保健部		
生活環境部	生活環境部		

部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。

10/01/27   10/01/27	1114(-191) 0111 1141 0 0 0 0 0
中部地震復興本部事	
務局	
元気づくり総本部	略
略	
福祉保健部	ささえあい福祉局 子育て
	王国推進局 健康医療局
生活環境部	くらしの安心局
中部地震復興本部事	中部地震住宅支援本部
務局及び生活環境部	
略	

(課及び課内室等の設置)

商工労働部

農林水産部

県土整備部

げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課 に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。

部局	部内	課	課内室等
	局		

県土整備部 2 前項に掲げる部局のうち、次の表の左欄に掲げる 2 前項に掲げる部局のうち、次の表の左欄に掲げる 部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。

て王国推進局 健康医
しの安心局 <u>鳥取県中</u> 震住宅支援本部

(課及び課内室等の設置)

商工労働部

農林水産部

第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲 第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲 げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課 に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。

部局	部内	課	課内室等
	局		

中部	ı			<b>I</b> 1	ı	ĺ		l I
地震								
復興								
本部								
事務								
局								
元気		とっとり元	共生社会プロジェクト推	1	元気		とっとり元	共生社会プロジェクト推
づく			進室		づく		気戦略課	進室
り総		略		1	り総		略	
本部		<u> </u>			本部	略		
略	1				略			
福祉	ささ	福祉保健課	くらし応援対策室	1	福祉		福祉保健課	くらし応援対策室
保健	えあ	福祉監査指			保健		福祉監査指	
部	い福	導課			部		導課	
	祉局	障がい福祉	社会参加推進室				障がい福祉	社会参加推進室
		課					課	
		長寿社会課					長寿社会課	
	略					略		
生活		略			生活		略	
環境		衛生環境研	企画調整室 水環境対策		環境		衛生環境研	総務課 企画調整室 水
部		究所	チーム リサイクルチー		部		究所	環境対策チーム リサイ
			ム 化学衛生室 保健衛					クルチーム 化学衛生室
			生室 大気・地球環境室					保健衛生室 大気・地
								球環境室
		略					略	
	くら	略				くら	略	
	しの	住まいまち	景観・建築指導室			しの	住まいまち	景観・建築指導室
		づくり課				安心	づくり課	
	局					局		
						鳥取		
						県中		
						部地		
						震住		
						宅支		
						援本		
						部		
	中部							
	地震							
	住宅							
	支援							
	本部							
局・								
生活								
環境								
部				]				

危機		原子力環境	
管理		センター	
局•			
生活			
環境			
部			
観光		山陰海岸ジ	
交流		オパーク海	
局•		と大地の自	
生活		然館	
環境			
部			
商工	略		
労働	雇用	略	
部	人材	就業支援課	県立ハローワーク開設準
	局		<u>備室</u>
農林		農林水産総	
水産		務課	
部		略	
	略		
略			

(中部地震復興本部事務局の所掌事務)

- 第6条の2 中部地震復興本部事務局の所掌事務は、 次のとおりとする。
  - (1) 鳥取県中部地震からの復興に係る施策の総合 調整に関すること。
  - (2) 鳥取県中部地震に係る被災住宅支援に関する
  - (3) 地域の危機対応力の向上に関すること(危機 管理局消防防災課と共管)。

(元気づくり総本部各課の所掌事務)

進局の所掌事務は、次のとおりとする。

とっとり元気戦略課

- $(1)\sim(6)$  略
- (7) 総本部の予算経理及び庶務に関すること(会 (7) 総本部の予算経理及び庶務に関すること(会 計局統括審査課並びに庶務集中局集中業務課及び 物品契約課の所掌に属するものを除く。)。
- (8) 略

広域連携課~子育て王国推進局 略

(危機管理局各課の所掌事務)

<u>第6条の4</u> 危機管理局各課の所掌事務は、次のとお <u>第6条の3</u> 危機管理局各課の所掌事務は、次のとお

観光 山陰海岸ジ 交流 オパーク海 局· と大地の自 生活 然館 環境 部 商工 略 労働 雇用 略 部 人材 就業支援課 農林 農林水産総 試験場総務室 水産 務課 部 略 略 略

(元気づくり総本部各課の所掌事務)

第6条の3 元気づくり総本部各課及び子育で王国推 第6条の2 元気づくり総本部各課及び子育で王国推 進局の所掌事務は、次のとおりとする。

とっとり元気戦略課

- $(1)\sim(6)$  略
- 計局審査出納課並びに庶務集中局集中業務課及び 物品契約課の所掌に属するものを除く。)。
- (8) 略

広域連携課~子育て王国推進局 略

(危機管理局各課の所掌事務)

りとする。

危機管理政策課

- (1) 地域防災計画に関すること。
- (2) 地震、津波、風水害及び雪害の対策の推進に 関すること。
- (3) 避難所運営体制の整備に関すること。
- (4) 避難行動要支援者の支援体制の整備に関する
- (5) 災害時における事業継続の取組の促進に関す ること。
- (6) 広域防災体制の整備に関すること。
- (7) その他危機管理に係る企画及び総合調整に関 すること。
- (8) 略
- (9) 局の予算経理及び庶務に関すること(会計局 統括審査課並びに庶務集中局集中業務課及び物品 契約課の所掌に属するものを除く。)。
- <u>(10)</u> 略

危機対策・情報課~原子力安全対策課 略 消防防災課

- (1) 地域の危機対応力の向上に関すること(中部 地震復興本部事務局と共管)。
- $(2)\sim(6)$  略

(総務部各課の所掌事務)

る。

総務課

- (1)~(12) 略
- (13) 部の予算経理及び庶務に関すること(会計局 統括審査課並びに庶務集中局集中業務課及び物品 契約課の所掌に属するものを除く。)。
- (14) 略

財政課~営繕課

情報政策課

- (1) (2) 略
- (3) 行政情報化の推進に関すること。
- $(4)\sim(6)$  略

東京本部~人権局人権・同和対策課 略

(地域振興部各課の所掌事務)

する。

地域振興課

りとする。

危機管理政策課

(1) 危機管理に係る企画及び総合調整に関するこ ک ،

(2<u>)</u> 略

(3) 局の予算経理及び庶務に関すること(会計局 審査出納課並びに庶務集中局集中業務課及び物品 契約課の所掌に属するものを除く。)。

<u>(4)</u> 略

危機対策・情報課~原子力安全対策課 略 消防防災課

- (1) 地域の危機対応力の向上に関すること。
  - $(2)\sim(6)$  略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとす|第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとす る。

総務課

- (1)~(12) 略
- (13) 部の予算経理及び庶務に関すること(会計局 審査出納課並びに庶務集中局集中業務課及び物品 契約課の所掌に属するものを除く。)。
- (14) 略

財政課~営繕課

情報政策課

- (1) (2) 略
- (3) 電子県庁の推進に関すること。
- $(4)\sim(6)$  略

東京本部~人権局人権・同和対策課 略

(地域振興部各課の所掌事務)

第8条 地域振興部各課の所掌事務は、次のとおりと 第8条 地域振興部各課の所掌事務は、次のとおりと する。

地域振興課

- $(1)\sim(6)$  略
- (7) 地域振興部及び観光交流局の予算経理及び庶 務に関すること(会計局統括審査課並びに庶務集 中局集中業務課及び物品契約課の所掌に属するも のを除く。)。
- (8) 略

交通政策課

- (1) (2) 略
- (3) 航空便運航に係る空港の利用調整に関するこ と(観光戦略課の所掌に属するものを除く。)。
- (4)・(5) 略

教育・学術振興課~スポーツ課 略

(観光交流局各課の所掌事務)

第8条の2 観光交流局各課の所掌事務は、次のとお 第8条の2 観光交流局各課の所掌事務は、次のとお りとする。

観光戦略課

- $(1)\sim(3)$  略
- (4) 航空路線の整備及び利用の促進並びに空港の 利便性の向上に関すること。
- $(5)\sim(7)$  略

交流推進課・まんが王国官房 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりと 第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりと する。

ささえあい福祉局福祉保健課

- (1)~(22) 略
- (23) 部の予算経理及び庶務に関すること(会計局 統括審査課並びに庶務集中局集中業務課及び物品 契約課の所掌に属するものを除く。)。
- (24) 略

ささえあい福祉局福祉監査指導課

(1) • (2) 略

ささえあい福祉局障がい福祉課

 $(1)\sim(6)$  略

ささえあい福祉局長寿社会課

 $(1)\sim(5)$  略

子育で王国推進局子育で応援課~健康医療局医療 指導課 略

(生活環境部各課の所掌事務)

する。

環境立県推進課

- $(1)\sim(6)$  略
- (7) 地域振興部及び観光交流局の予算経理及び庶 務に関すること(会計局審査出納課並びに庶務集 中局集中業務課及び物品契約課の所掌に属するも のを除く。)。
- (8) 略

交通政策課

- (1) (2) 略
- (3) 空港の利用の促進に関すること(観光戦略課 の所掌に属するものを除く。)。
- (4)・(5) 略

教育・学術振興課~スポーツ課 略

(観光交流局各課の所掌事務)

りとする。

観光戦略課

- $(1)\sim(3)$  略
- (4) 空港の国際化の推進に関すること。
- $(5)\sim(7)$  略

交流推進課・まんが王国官房 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

する。

福祉保健課

- (1)~(22) 略
- (23) 部の予算経理及び庶務に関すること(会計局 審査出納課並びに庶務集中局集中業務課及び物品 契約課の所掌に属するものを除く。)。
- (24) 略

福祉監査指導課

(1)・(2) 略

障がい福祉課

 $(1)\sim(6)$  略

長寿社会課

 $(1)\sim(5)$  略

子育で王国推進局子育で応援課~健康医療局医療 指導課 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりと 第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりと する。

環境立県推進課

- (1)~(13) 略
- (14) 部の予算経理及び庶務に関すること(会計局 統括審査課並びに庶務集中局集中業務課及び物品 契約課の所掌に属するものを除く。)。
- (15) 略

水・大気環境課 略

衛生環境研究所

(1) 公衆衛生及び環境に関する調査研究に関する こと(環境放射能に係るものを除く。)。

 $(2)\sim(7)$  略

循環型社会推進課~くらしの安心局住まいまちづ くり課 略

(中部地震住宅支援本部の所掌事務)

第10条の2 中部地震住宅支援本部は、鳥取県中部地 震における住宅被災者に対して市町が実施する施策 の支援に関する事務を所掌する。

(原子力環境センターの所掌事務)

第10条の3 原子力環境センターは、環境放射能の測 定及び分析に関する事務を所掌する。

(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の所掌事務) 所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(3) 略

(商工労働部各課の所掌事務)

第11条 商工労働部各課の所掌事務は、次のとおりと 第11条 商工労働部各課の所掌事務は、次のとおりと する。

商工政策課

- $(1)\sim(4)$  略
- (5) 部の予算経理及び庶務に関すること(会計局 統括審査課並びに庶務集中局集中業務課及び物品 契約課の所掌に属するものを除く。)。
- (6) 略

立地戦略課~雇用人材局労働政策課 略 雇用人材局就業支援課

- (1)・(2) 略
- (3) 県立ハローワークに関すること。

(農林水産部各課の所掌事務)

- (1)~(13) 略
- (14) 部の予算経理及び庶務に関すること(会計局 審査出納課並びに庶務集中局集中業務課及び物品 契約課の所掌に属するものを除く。)。
- (15) 略

水・大気環境課 略

衛生環境研究所

(1) 公衆衛生及び環境に関する調査研究に関する こと。

 $(2)\sim(7)$  略

循環型社会推進課~くらしの安心局住まいまちづ くり課 略

鳥取県中部地震住宅支援本部

鳥取県中部地震における住宅被災者に対して市 町が実施する施策の支援に関すること。

(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の所掌事務) 第10条の4 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の 第10条の2 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の 所掌事務は、次のとおりとする。

 $(1)\sim(3)$  略

(商工労働部各課の所掌事務)

商工政策課

- $(1)\sim(4)$  略
- (5) 部の予算経理及び庶務に関すること(会計局 審査出納課並びに庶務集中局集中業務課及び物品 契約課の所掌に属するものを除く。)。
- (6) 略

立地戦略課~雇用人材局労働政策課 略 雇用人材局就業支援課

(1)・(2) 略

(農林水産部各課の所掌事務)

|第12条 農林水産部各課及び試験場統括本部の所掌事|第12条 農林水産部各課及び試験場統括本部の所掌事| 務は、次のとおりとする。

農林水産総務課

 $(1)\sim(4)$  略

(5) 部の予算経理及び庶務に関すること(会計局 統括審査課並びに庶務集中局集中業務課及び物品 契約課の所掌に属するものを除く。)。

(6)・(7) 略

農業大学校~試験場統括本部 略 森林•林業振興局林政企画課

 $(1)\sim(8)$  略

(9) とっとり出合いの森に関すること。

(10) 略

森林・林業振興局県産材・林産振興課略 森林・林業振興局森林づくり推進課

(1)~(12) 略

水産振興局水産課 略

(県土整備部各課の所掌事務)

第14条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりと 第14条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりと する。

県土総務課

(1)~(12) 略

(13) 部の予算経理及び庶務に関すること(会計局 統括審査課並びに庶務集中局集中業務課及び物品 契約課の所掌に属するものを除く。)。

(14) 略

技術企画課~空港港湾課 略

(職制及び職務)

第16条 略

2 略

3 中部復興監は、知事を補佐し、鳥取県中部地震か らの復興に係る施策の総合調整を行うとともに、中 部地震復興本部事務局長を指揮監督する。

4 略

5 略

6 略

7 略

8 略

9 略

10 略

11 略

務は、次のとおりとする。

農林水産総務課

 $(1)\sim(4)$  略

(5) 部の予算経理及び庶務に関すること(会計局 審査出納課並びに庶務集中局集中業務課及び物品 契約課の所掌に属するものを除く。)。

(6)・(7) 略

農業大学校~試験場統括本部 略 森林•林業振興局林政企画課

 $(1)\sim(8)$  略

(9) 略

森林・林業振興局県産材・林産振興課 略 森林・林業振興局森林づくり推進課

(1)~(12) 略

(13) とっとり出合いの森に関すること。 水産振興局水産課 略

(県土整備部各課の所掌事務)

する。

県土総務課

(1)~(12) 略

(13) 部の予算経理及び庶務に関すること(会計局 審査出納課並びに庶務集中局集中業務課及び物品 契約課の所掌に属するものを除く。)。

(14) 略

技術企画課~空港港湾課 略

(職制及び職務)

第16条 略

2 略

3 略

4 略

5 略

6 略

<u>7</u> 略

8 略 9 略

10 略

11 中部地震復興本部事務局長を元気づくり総本部に

12~18 略

(内部組織)

げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞ れ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の右 欄に掲げる室等を置く。

地域振興局	中部振興課	
	総務室	
	略	
福祉保健局	地域福祉支援課	
	略	

局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同 表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の右欄に 掲げる室等を置く。

地域振興局	略	
	総務室	
	略	
略		
農林局	略	
	地域整備課	
略		

3 略

(地域振興局各課の所掌事務)

第22条 中部総合事務所地域振興局各課の所掌事務 第22条 中部総合事務所地域振興局各課の所掌事務 は、次のとおりとする。

地域振興局中部振興課

(1)~(14) 略

(15) 略

地域振興局総務室

(1) 中部地震復興本部事務局、中部総合事務所及 び鳥取県中部県税事務所の予算経理及び庶務に関 置き、鳥取県中部地震からの復旧及び復興に係る対 策の総合調整に関する事務をつかさどる。

12~18 略

(内部組織)

第21条 鳥取県中部総合事務所に、次の表の左欄に掲 第21条 鳥取県中部総合事務所に、次の表の左欄に掲 げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞ れ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の右 欄に掲げる室等を置く。

地域振興局	中部振興課	ワールドトレイルズ
		カンファレンス室
	会計総務課	
	略	
福祉保健局	福祉企画課	
	福祉支援課	
	略	
略		

2 鳥取県西部総合事務所に、次の表の左欄に掲げる 2 鳥取県西部総合事務所に、次の表の左欄に掲げる 局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同 表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の右欄に 掲げる室等を置く。

地域振興局	略	
	会計総務課	
	略	
略		
農林局	略	
	地域整備課	
	大山・弓浜農業	
	用水対策室	
	中海干拓営農セ	
	ンター	
略		

(地域振興局各課の所掌事務)

は、次のとおりとする。

地域振興局中部振興課

- (1)~(14) 略
- (15) ワールドトレイルズカンファレンス鳥取大会 に関すること。

(16) 略

地域振興局会計総務課

(1) 中部総合事務所及び鳥取県中部県税事務所の 庶務に関すること(福祉保健局福祉企画課、生活 すること(福祉保健局地域福祉支援課、生活環境 局環境・循環推進課、農林局農業振興課、県土整 備局建設総務課及び鳥取県中部県税事務所収税課 の所掌に属するものを除く。)。

#### (2) 略

地域振興局農商工連携チーム・地域振興局中山間 地域振興チーム 略

務は、次のとおりとする。

地域振興局西部振興課・地域振興局西部観光商工 課略

#### 地域振興局総務室

(1) 西部総合事務所、鳥取県西部県税事務所及び 鳥取県米子児童相談所の予算経理及び庶務に関す ること(福祉保健局福祉企画課、生活環境局環境・ 循環推進課、農林局農林業振興課、米子県土整備 局建設総務課、日野振興センター日野振興局地域 振興課、日野振興センター日野県土整備局建設総 務課及び鳥取県西部県税事務所収税課の所掌に属 するものを除く。)。

#### (2) 略

地域振興局農商工連携チーム・地域振興局中山間 地域振興チーム 略

#### (福祉保健局各課の所掌事務)

りとする。

#### 福祉保健局地域福祉支援課

- (1) 保健、医療及び福祉に係る施策の総合調整に 関すること。
- (2) 社会福祉統計に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりの推進に関すること。
- (4) 介護保険に関すること。
- (5) 救済援護に必要な物資に関すること。
- (6) 災害援助に関すること。
- (7) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (8) 社会福祉施設に関すること。
- (9) 児童の福祉に関すること(福祉事務所の所掌 に属するものを除く。)。
- (10) 児童福祉施設に関すること。
- (11) 老人福祉計画の推進に関すること。
- (12) 生活保護及び生活困窮者の自立支援に係る連 絡調整に関すること。
- (13) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

環境局環境・循環推進課、農林局農業振興課、県 土整備局建設総務課及び鳥取県中部県税事務所収 税課の所掌に属するものを除く。)。

#### (2) 略

地域振興局農商工連携チーム・地域振興局中山間 地域振興チーム 略

第22条の2 西部総合事務所地域振興局各課の所掌事 第22条の2 西部総合事務所地域振興局各課の所掌事 務は、次のとおりとする。

> 地域振興局西部振興課・地域振興局西部観光商工 課略

#### 地域振興局会計総務課

(1) 西部総合事務所、鳥取県西部県税事務所及び 鳥取県米子児童相談所の庶務に関すること(福祉 保健局福祉企画課、生活環境局環境・循環推進 課、農林局農林業振興課、米子県土整備局建設総 務課、日野振興センター日野振興局地域振興課、 日野振興センター日野県土整備局建設総務課及び 鳥取県西部県税事務所収税課の所掌に属するもの を除く。)。

#### (2) 略

地域振興局農商工連携チーム・地域振興局中山間 地域振興チーム 略

#### (福祉保健局各課の所掌事務)

第22条の3 福祉保健局各課の所掌事務は、次のとお 第22条の3 福祉保健局各課の所掌事務は、次のとお りとする。

- (14) ひとり親及び寡婦の福祉に関すること。
- (15) 福祉保健局内の庶務に関すること。
- (16) その他局内他課の所掌に属しない福祉保健行 政に関すること。

福祉保健局福祉企画課

 $(1)\sim(4)$  略

- <u>(5)</u> 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略

福祉保健局福祉支援課

- (1) 老人福祉計画の推進に関すること。
- $(2)\sim(4)$  略

福祉保健局障がい者支援課略

福祉保健局健康支援課

次に掲げる事務(保健所の所掌に属するものを除 < 。 )

- (1)~(13) 略
- (14) 母体保護及び母子保健に関すること。
- (15)~(18) 略
- 第22条の6 西部総合事務所農林局各課の所掌事務 第22条の6 西部総合事務所農林局各課の所掌事務 は、次のとおりとする。

農林局農林業振興課 · 農林局西部農業改良普及所

農林局地域整備課

- $(1)\sim(5)$  略
- (6) 大山山麓地区土地改良事業に関すること。
- (7) 弓浜半島地区土地改良事業に関すること。

福祉保健局福祉企画課

- $(1)\sim(4)$  略
- (5) 老人保健福祉計画の推進に関すること(中部 総合事務所に限る。)。
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略

福祉保健局福祉支援課

- (1) 老人保健福祉計画の推進に関すること(西部 総合事務所に限る。)。
  - $(2)\sim(4)$  略
- (5) 母体保護及び母子保健に関すること(中部総 合事務所に限る。)。

福祉保健局障がい者支援課 略

福祉保健局健康支援課

次に掲げる事務(保健所の所掌に属するものを除 <.)

- (1)~(13) 略
- (14) 母体保護及び母子保健に関すること(西部総 合事務所に限る。)。
- (15)~(18) 略
- は、次のとおりとする。

農林局農林業振興課·農林局西部農業改良普及所

農林局地域整備課

 $(1)\sim(5)$  略

農林局大山・弓浜農業用水対策室

- (1) 大山山麓地区土地改良事業に関すること。
- (2) 弓浜半島地区土地改良事業に関すること。

農林局中海干拓営農センター

中海干拓地における営農技術の向上及び畑作営農 の確立に関すること。

#### (県土整備局各課の所掌事務)

第22条の7 県土整備局及び米子県土整備局(以下こ の条において「県土整備局」という。) 各課の所掌 事務は、次のとおりとする。この場合において、米 子県土整備局各課の所掌事務からは、日野振興セン ター日野県土整備局各課の所掌に属するものを除く ものとする。

県土整備局建設総務課~県土整備局道路都市課

県土整備局河川砂防課

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略

(日野振興センター日野県土整備局各課の所掌事務) 第22条の9 日野振興センター日野県土整備局各課の 第22条の9 日野振興センター日野県土整備局各課の 所掌事務は、次のとおりとする。

日野振興センター日野県土整備局建設総務課~日 野振興センター日野県土整備局道路整備課 略 日野振興センター日野県土整備局河川砂防課 日野郡の区域における次に掲げる事務

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

#### (名称及び位置)

第33条 鳥取県における歴史資料として重要な公文書 等の保存等に関する条例(平成28年鳥取県条例第54 号) 第9条の規定により設置された公文書館の名称 及び位置は、次のとおりである。

#### 略

#### (所掌事務)

条例(平成23年鳥取県条例第52号)第2条第4号に

(県土整備局各課の所掌事務)

第22条の7 県土整備局及び米子県土整備局(以下こ の条において「県土整備局」という。) 各課の所掌 事務は、次のとおりとする。この場合において、米 子県土整備局各課の所掌事務からは、日野振興セン ター日野県土整備局各課の所掌に属するものを除く ものとする。

県土整備局建設総務課~県土整備局道路都市課

県土整備局河川砂防課

- (1) 略
- (2) 河川工事の計画調整に関すること。
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略

(日野振興センター日野県土整備局各課の所掌事務) 所掌事務は、次のとおりとする。

日野振興センター日野県土整備局建設総務課~日 野振興センター日野県土整備局道路整備課 略 日野振興センター日野県土整備局河川砂防課 日野郡の区域における次に掲げる事務

- (1) 略
- (2) 河川工事の計画調整に関すること。
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

#### (名称及び位置)

第33条 鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条 例(平成2年鳥取県条例第6号)第2条の規定によ り設置された公文書館の名称及び位置は、次のとお りである。

#### 略

#### (所掌事務)

第34条 公文書館は、鳥取県公文書等の管理に関する|第34条 公文書館は、歴史資料として重要な県の公文 書その他の記録(以下「公文書等」という。)を保 規定する特定歴史公文書等(以下「特定歴史公文書 存し、県民の利用に供するとともに、県政に関する <u>等」</u>という。)を保存し、県民の利用に供するとと もに、鳥取県における歴史資料として重要な公文書 等の保存等に関する条例第2条第1項に規定する歴 史公文書等(以下「歴史公文書等」という。) に関 連する調査研究を行うため、次の各号に掲げる事務 を所掌する。

- (1) 特定歴史公文書等の保存及び一般の利用に関 すること。
- (2) 歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研 究に関すること。
- (3) 歴史公文書等の保存及び利用に関する研修に 関すること。
- (4) 県の施策その他県政に係る歴史的事実に関す る調査研究及び情報の提供に関すること。
- (5) 歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的 な情報の提供、技術的な助言その他の協力の実施 に関すること。
- <u>(6)</u> 略
- (7) 略

(内部組織及び所掌事務)

#### 第36条 略

2 各課及び支所の所掌事務は、次のとおりとする。 収税課 略

#### 課税課

次に掲げる事務(第4号から第6号までに掲げる 事務にあっては、東部県税事務所に限る。)

 $(1)\sim(5)$  略

(6) 鳥取県東部県税事務所、鳥取県東部福祉保健 事務所、鳥取県東部生活環境事務所、鳥取県東部 農林事務所(八頭事務所を除く。)、鳥取県鳥取 県土整備事務所、鳥取県福祉相談センター、鳥取 県立鳥取療育園、鳥取県立精神保健福祉センター 及び鳥取県立鳥取看護専門学校の予算経理及び庶 務に関すること(会計局統括審査課、庶務集中局 集中業務課及び物品契約課並びに鳥取県東部県税 事務所収税課、鳥取県東部福祉保健事務所福祉企 画課、鳥取県東部生活環境事務所環境・循環推進 課、鳥取県東部農林事務所農業振興課及び鳥取県 鳥取県土整備事務所建設総務課の所掌に属するも のを除く。)。

支所 略

(内部組織及び所掌事務)

情報を県民に提出し、もって学術及び文化の発展と 開かれた県政の推進に資するため、次の各号に掲げ る事務を所掌する。

- (1) 公文書等の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 公文書等の閲覧、展示その他の利用に関する こと。
- (3) 公文書等に関する調査研究に関すること。
- (4) 県の施策その他県政に関する情報の提供に関 すること。
- (5) 略
- (6) 略

(内部組織及び所掌事務)

#### 第36条 略

2 各課及び支所の所掌事務は、次のとおりとする。 収税課 略

#### 課税課

次に掲げる事務(第4号から第6号までに掲げる 事務にあっては、東部県税事務所に限る。)

 $(1)\sim(5)$  略

(6) 鳥取県東部県税事務所、鳥取県東部福祉保健 事務所、鳥取県東部生活環境事務所、鳥取県東部 農林事務所(八頭事務所を除く。)、鳥取県鳥取 県土整備事務所、鳥取県福祉相談センター、鳥取 県立鳥取療育園、鳥取県立精神保健福祉センター 及び鳥取県立鳥取看護専門学校の予算経理及び庶 務に関すること(会計局審査出納課、庶務集中局 集中業務課及び物品契約課並びに鳥取県東部県税 事務所収税課、鳥取県東部福祉保健事務所福祉企 画課、鳥取県東部生活環境事務所環境・循環推進 課、鳥取県東部農林事務所農業振興課及び鳥取県 鳥取県土整備事務所建設総務課の所掌に属するも のを除く。)。

支所 略

(内部組織及び所掌事務)

#### 第48条の9 略

2 各課の所掌事務は次のとおりとする。 福祉企画課

- $(1)\sim(4)$  略
- (5) 老人福祉計画の推進に関すること。
- (6)~(14) 略

障がい者支援課・健康支援課 略

(内部組織及び所掌事務)

れぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

鳥取県中部福祉事務所	地域福祉支援課			
	障がい者支援課			
鳥取県西部福祉事務所	福祉企画課			
	福祉支援課			
	障がい者支援課			

- 2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。 地域福祉支援課
  - (1) 福祉に関する情報の収集及び提供に関するこ
  - (2) 生活保護及び生活困窮者の自立支援に関する
  - (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づ く医療機関の指導に関すること。
  - (4) 青少年の健全育成に関すること。
  - (5) ひとり親及び寡婦の福祉に関すること。
  - (6) 老人の福祉に関すること。
  - (7) 助産施設における助産の実施及び母子生活支 援施設における保護に関すること。
  - (8) その他社会福祉に関すること。 福祉企画課

福祉に関する情報の収集及び提供に関すること。

#### 福祉支援課

次に掲げる事務(第4号に掲げる事務(母子福祉 資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け及び 償還に係るものに限る。) で日野郡の区域内に係る ものを含む。)

- $(1)\sim(4)$  略
- (5) 老人の福祉に関すること。
- (6) (7) 略 障がい者支援課 略

第48条の9 略

- 2 各課の所掌事務は次のとおりとする。 福祉企画課
  - $(1)\sim(4)$  略
- (5) 老人保健福祉計画の推進に関すること。
- (6)~(14) 略

障がい者支援課・健康支援課 略

(内部組織及び所掌事務)

第50条 次の表の左欄に掲げる福祉事務所ごとに、そ 第50条 福祉事務所に、福祉企画課、福祉支援課及び 障がい者支援課を置く。

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

#### 福祉企画課

- (1) 老人の福祉に関すること(中部福祉事務所に
- (2) 福祉に関する情報の収集及び提供に関するこ と。

#### 福祉支援課

次に掲げる事務(西部福祉事務所にあっては、第 4号に掲げる事務(母子福祉資金、父子福祉資金及 び寡婦福祉資金の貸付け及び償還に係るものに限 る。)で日野郡の区域内に係るものを含む。)

- $(1)\sim(4)$  略
- (5) 老人の福祉に関すること(西部福祉事務所に 限る。)。
- (6) (7) 略

障がい者支援課 略

#### (内部組織及び所掌事務)

第52条 次の表の左欄に掲げる保健所ごとに、それぞ 第52条 次の表の左欄に掲げる保健所ごとに、それぞ れ同表の右欄に掲げる課を置く。

略	
鳥取県倉吉保健所	地域福祉支援課
	略
略	

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

#### 福祉企画課及び地域福祉支援課

地域保健法(昭和22年法律第101号)第6条第2 号(人口動態統計に関するものに限る。) に規定す る事務のうち法令により保健所長及び保健所の事務 として規定されたものに関すること。

#### 障がい者支援課

地域保健法第6条第10号(ささえあい福祉局福祉 保健課の所掌に属するものを除く。) に規定する事 務のうち法令により保健所長及び保健所の事務とし て規定されたものに関すること。

#### 健康支援課

地域保健法第6条第1号から第3号まで、第5号 から第9号まで、第11号、第12号及び第14号(第2 号にあっては福祉企画課又は地域福祉支援課の所掌 に属するものを、第3号にあっては生活安全課の所 掌に属するものを、第12号にあってはささえあい福 祉局福祉保健課の所掌に属するものをそれぞれ除 く。) に規定する事務のうち法令により保健所長及 び保健所の事務として規定されたものに関するこ と。

環境・循環推進課・生活安全課 略

### (内部組織及び所掌事務)

#### 第140条 略

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

#### 建設総務課

次に掲げる事務(第4号から第9号までに掲げる 事務にあっては、鳥取県八頭県土整備事務所に限 る。)

 $(1)\sim(8)$  略

#### (内部組織及び所掌事務)

れ同表の右欄に掲げる課を置く。

略	
鳥取県倉吉保健所	福祉企画課
	福祉支援課
	略
略	

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

#### 福祉企画課

地域保健法(昭和22年法律第101号)第6条第2 号(人口動態統計に関するものに限る。) に規定す る事務のうち法令により保健所長及び保健所の事務 として規定されたものに関すること。

#### 福祉支援課

地域保健法第6条第8号(母性及び乳幼児の保健 に関するものに限る。) に規定する事務のうち法令 により保健所長及び保健所の事務として規定された ものに関すること。

#### 障がい者支援課

地域保健法第6条第10号(福祉保健課の所掌に属 するものを除く。) に規定する事務のうち法令によ り保健所長及び保健所の事務として規定されたもの に関すること。

#### 健康支援課

地域保健法第6条第1号から第3号まで、第5号 から第9号まで、第11号、第12号及び第14号(第2 号にあっては福祉企画課の所掌に属するものを、第 3号にあっては生活安全課の所掌に属するものを、 第8号にあっては福祉支援課の所掌に属するもの を、第12号にあっては福祉保健課の所掌に属するも のをそれぞれ除く。) に規定する事務のうち法令に より保健所長及び保健所の事務として規定されたも のに関すること。

環境・循環推進課・生活安全課 略

#### (内部組織及び所掌事務)

#### 第140条 略

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

#### 建設総務課

次に掲げる事務(第4号から第9号までに掲げる 事務にあっては、鳥取県八頭県土整備事務所に限 る。)

 $(1)\sim(8)$  略

- (9) 鳥取県東部農林事務所八頭事務所、鳥取県鳥 (9) 鳥取県東部農林事務所八頭事務所、鳥取県鳥 獣対策センター及び鳥取県八頭県土整備事務所の 予算経理及び庶務に関すること(会計局統括審査 課、庶務集中局集中業務課及び物品契約課並びに 鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課の 所掌に属するものを除く。)。
- (10) 略

維持管理課~道路都市課及び道路整備課略 河川砂防課

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

山陰道・岩美道路推進室 略

(職制及び職務)

第156条 略

2~8 略

- 9 大山開山1300年祭鳥取県本部長を西部総合事務所 に置き、大山開山1300年祭に係る県の取組の総合調 整に関する事務をつかさどる。
- 10 大山開山1300年祭鳥取県副本部長を西部総合事務 所に置き、大山開山1300年祭鳥取県本部長を補佐す る。

(附属機関の庶務担当機関)

第53号)第2条第1項の規定により設置された附属 機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

附属機関	庶務担当機関	
略		
略	行財政改革局人事企画課	
鳥取県知事等の給与		
に関する有識者会議		
鳥取県規制改革会議	行財政改革局業務効率推進	
	課	
略		
鳥取県社会福祉審議	ささえあい福祉局福祉保健	
会	課	
会 略	課	
	課 ささえあい福祉局福祉保健	
略		

- 獣対策センター及び鳥取県八頭県土整備事務所の 予算経理及び庶務に関すること(会計局審査出納 課、庶務集中局集中業務課及び物品契約課並びに 鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課の 所掌に属するものを除く。)。
- (10) 略

維持管理課~道路都市課及び道路整備課略 河川砂防課

- (1) 略
- (2) 河川工事の計画調整に関すること。
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

山陰道·岩美道路推進室 略

(職制及び職務)

第156条 略

2~8 略

(附属機関の庶務担当機関)

第159条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例 第159条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例 第53号)第2条第1項の規定により設置された附属 機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

附属機関	庶務担当機関	
略		
略	行財政改革局人事企画課	
鳥取県知事等の給与		
に関する有識者会議		
m/s		
略		
鳥取県社会福祉審議	福祉保健課	
	福祉保健課	
鳥取県社会福祉審議	福祉保健課	
鳥取県社会福祉審議会	福祉保健課福祉保健課(くらしの安心	
鳥取県社会福祉審議会		

#### 務を除く。)

くらしの安心局住まいまち づくり課(福祉のまちづく りのための建築物及びその 敷地の整備基準に関するこ とに限る。)

員会

鳥取県福祉保健部指 ささえあい福祉局福祉保健 定管理候補者審査委 課 (ささえあい福祉局障が い福祉課、ささえあい福祉 局長寿社会課及び子育て王 国推進局子育て応援課が担 当する事務を除く。)

> ささえあい福祉局障がい福 祉課(鳥取県立鹿野かちみ 園、鳥取県立鹿野第二かち み園及び鳥取県立障がい者 体育センターに関すること に限る。)

> ささえあい福祉局長寿社会 課(鳥取県立皆生尚寿苑に 関することに限る。)

> 子育て王国推進局子育て応 援課(鳥取砂丘こどもの国 に関することに限る。)

委員会

鳥取県福祉保健部指しささえあい福祉局福祉保健 定管理施設運営評価 課(ささえあい福祉局障が い福祉課、ささえあい福祉 局長寿社会課及び子育て王 国推進局子育て応援課が担 当する事務を除く。)

> ささえあい福祉局障がい福 祉課(鳥取県立鹿野かちみ 園、鳥取県立鹿野第二かち み園及び鳥取県立障がい者 体育センターに関すること に限る。)

> ささえあい福祉局長寿社会 課(鳥取県立皆生尚寿苑に 関することに限る。)

> 子育て王国推進局子育て応 援課(鳥取砂丘こどもの国 に関することに限る。)

医療協議会

鳥取県精神保健福祉 ささえあい福祉局障がい福 祉課(精神保健福祉センタ 一が担当する事務を除 くらしの安心局住まいまち づくり課(福祉のまちづく りのための建築物及びその 敷地の整備基準に関するこ とに限る。)

医療協議会

鳥取県精神保健福祉障がい福祉課(精神保健福 祉センターが担当する事務 を除く。)

	⟨∘ )		
	略		略
略	ささえあい福祉局障がい福	略	障がい福祉課
鳥取県地域自立支援	祉課	鳥取県地域自立支援	
協議会		協議会	
		鳥取県福祉保健部指	障がい福祉課(長寿社会詞
		定管理候補者審査委	及び子育て王国推進局子
		員会	て応援課が担当する事務を
			除く。)
			長寿社会課(鳥取県立皆名
			尚寿苑及び福祉人材研修る
			ンターに関することに
			る。)
			子育で王国推進局子育で
			援課 (鳥取砂丘こどもの)
			に関することに限る。)
		鳥取県福祉保健部指	障がい福祉課(長寿社会)
		定管理施設運営評価	及び子育て王国推進局子
		委員会	て応援課が担当する事務
			除く。)
			長寿社会課(鳥取県立皆
			尚寿苑及び福祉人材研修
			ンターに関することに
			る。)
			子育て王国推進局子育で
			援課(鳥取砂丘こどもの)
			に関することに限る。)
略	ささえあい福祉局長寿社会	略	長寿社会課
鳥取県シニア作品展	課	鳥取県シニア作品展	
憂秀作品選考委員会		優秀作品選考委員会	
鳥取県老人ホーム入	ささえあい福祉局長寿社会		
所調整委員会	課(中部総合事務所福祉保		
	健局地域福祉支援課、西部		
	総合事務所福祉保健局福祉		
	支援課及び東部福祉保健事		
	務所福祉企画課が担当する		
	事務を除く。)		
	中部総合事務所福祉保健局		
	地域福祉支援課(鳥取県中		
	部圏域に係るものに限		
	る。)		
	西部総合事務所福祉保健局		
	福祉支援課(鳥取県西部圏		
	域に係るものに限る。)		
	東部福祉保健事務所福祉企		

	画課(鳥取県東部圏域に係		
略	るものに限る。)	略	
略	健康医療局健康政策課	略	健康医療局健康政策課
鳥取県指定難病審査		鳥取県指定難病審査	
会		会	
	健康医療局健康政策課(中		
会議	部総合事務所福祉保健局健		
	康支援課、西部総合事務所		
	福祉保健局健康支援課及び		
	東部福祉保健事務所健康支		
	援課が担当する事務を除		
	<. )		
	中部総合事務所福祉保健局		
	健康支援課(鳥取県中部圏		
	域に係るものに限る。)		
	西部総合事務所福祉保健局		
	健康支援課(鳥取県西部圏		
	域に係るものに限る。)		
	東部福祉保健事務所健康支		
	援課(鳥取県東部圏域に係		
	るものに限る。)		
鳥取県歯科保健推進	健康医療局健康政策課(中		
協議会	部総合事務所福祉保健局健		
	康支援課、西部総合事務所		
	福祉保健局健康支援課及び		
	東部福祉保健事務所健康支		
	援課が担当する事務を除		
	⟨。)		
	中部総合事務所福祉保健局		
	健康支援課(鳥取県中部圏		
	域に係るものに限る。)		
	西部総合事務所福祉保健局		
	健康支援課(鳥取県西部圏		
	域に係るものに限る。)		
	東部福祉保健事務所健康支		
	援課(鳥取県東部圏域に係		
	るものに限る。)		
略	健康医療局医療政策課	略	健康医療局医療政策課
鳥取県立歯科衛生専		鳥取県立歯科衛生専	
門学校入学者選抜試		門学校入学者選抜試	
験委員会		験委員会	
鳥取県地域保健医療	健康医療局医療政策課(中		
協議会	部総合事務所福祉保健局健		
	康支援課、西部総合事務所		

I	福祉保健局健康支援課及び		
	東部福祉保健事務所健康支		
	援課が担当する事務を除		
	<.)		
	中部総合事務所福祉保健局		
	健康支援課(鳥取県中部圏		
	域に係るものに限る。)		
	西部総合事務所福祉保健局		
	健康支援課(鳥取県西部圏		
	域に係るものに限る。)		
	東部福祉保健事務所健康支		
	援課(鳥取県東部圏域に係		
	るものに限る。)		
略	Land to the same as a	略	
略	産業振興課	略	産業振興課
鳥取県グリーン商品		鳥取県グリーン商品	
認定審査会		認定審査会	
		鳥取県次世代環境産	
		業創出プロジェクト	
		検討委員会	
略		略	
略		略	
略	空港港湾課	略	空港港湾課
鳥取県県土整備部指		鳥取県県土整備部指	
定管理施設運営評価		定管理施設運営評価	
委員会		委員会	
		鳥取県中部福祉事務	中部総合事務所福祉保健局
		所老人ホーム入所調	福祉企画課
		整委員会	
鳥取県中部感染症診	中部総合事務所福祉保健局	鳥取県中部感染症診	中部総合事務所福祉保健局
査協議会	健康支援課	査協議会	健康支援課
		鳥取県中部圏域がん	
		対策推進会議	
		鳥取県中部地域歯科	
		保健推進協議会	
		鳥取県中部保健医療	
		圏地域保健医療協議	
		会	
略	西部総合事務所地域振興局	略	西部総合事務所地域振興局
鳥取県立大山駐車場	1	鳥取県立大山駐車場	
指定管理施設運営評		指定管理施設運営評	
個委員会 一個委員会		個委員会	
			西部総合事務所福祉保健局
		所老人ホーム入所調	悔性又抜眯
		整委員会	

鳥取県西部感染症診	西部総合事務所福祉保健局	鳥取県西部感染症診	西部総合事務所福祉保健局
查協議会	健康支援課	查協議会	健康支援課
		鳥取県西部圏域がん	
		対策推進会議	
		鳥取県西部地域歯科	
		保健推進協議会	
		鳥取県西部保健医療	
		圏地域保健医療協議	
		会	
略		略	
鳥取県新鳥取県史編	公文書館	鳥取県新鳥取県史編	公文書館
さん委員会		さん委員会	
		鳥取県東部福祉保健	東部福祉保健事務所福祉企
		事務所老人ホーム入	画課
		所調整委員会	
鳥取県東部感染症診	東部福祉保健事務所健康支	鳥取県東部感染症診	東部福祉保健事務所健康支
查協議会	援課	查協議会	援課
		鳥取県東部圏域がん	
		対策推進会議	
		鳥取県東部地域歯科	
		保健推進協議会	
		鳥取県東部保健医療	
		圏地域保健医療協議	
		会	
鳥取県職業能力開発	産業人材育成センター	鳥取県立産業人材育	産業人材育成センター倉吉
審議会		成センターコンピュ	校
		ータ制御科運営推進	
		協議会	
		鳥取県立産業人材育	
		成センター土木シス	
		テム科運営推進協議	
		会	
		鳥取県立産業人材育	
		成センター木造建築	
		科運営推進協議会	
		鳥取県立産業人材育	
		成センター総合実務	
		科運営推進協議会	
		鳥取県立産業人材育	産業人材育成センター米子
		成センター自動車整	校
		備科運営推進協議会	
		鳥取県立産業人材育	
		成センター設計・イ	
		ンテリア科運営推進	
	İ	i i <b>i</b>	



附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部改正)

2 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則(昭和45年鳥取県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
様式第7号(第6条関係)	様式第7号(第6条関係)
(表面) 略	(表面) 略
(裏面)	(裏面)
1~11 略	1~11 略
	12 その他この制度について不明の点は、 <u>もより</u> の
市町村役場、県福祉事務所、県児童相談所又は県	
福祉保健部 <u>ささえあい福祉局</u> 障がい福祉課にお問	福祉保健部障がい福祉課にお問い合わせくださ
い合わせください。	٧٠°
様式第7号の2(第6条関係)	様式第7号の2(第6条関係)
(表面) 略	(表面) 略
(裏面)	(裏面)
1~11 略	1~11 略
12 その他この制度について不明の点は、最寄りの	12 その他この制度について不明の点は、最寄りの
市町村役場、県福祉事務所、県児童相談所又は県	市町村役場、県福祉事務所、県児童相談所又は県
福祉保健部 <u>ささえあい福祉局</u> 障がい福祉課にお問	福祉保健部障がい福祉課にお問い合わせくださ
い合わせください。	٧١ <sub>°</sub>
中下旧址址/I// / / / / / / / / / / / / / / / / /	

(鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

3 鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和49年鳥取県規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

Start and a light					
改 正 後	改正前				
様式第5号(第5条関係)	様式第5号(第5条関係)				
入院措置決定通知書	入院措置決定通知書				
番号	番  号				
様	様				
あなたは、精神保健指定医の診察の結果、入院措	あなたは、精神保健指定医の診察の結果、入院措				
置が必要であると認められるので、精神保健及び精	置が必要であると認められるので、精神保健及び精				

神障害者福祉に関する法律第条第 により、下記のとおり通知します。

> 年 月

> > 名 印 職氏

記

- 1 略
- 略

略

 $3\sim6$  略

7 この入院措置又は病院の処遇に不満がある場合 7 この入院措置又は病院の処遇に不満がある場合 は、退院させ、又は処遇の改善のために必要な措 置を指示するよう、鳥取県知事に対して請求をす ることができます。

また、この入院措置に不服がある場合は、この 入院措置があったことを知った日の翌日から起算 して3か月以内に鳥取県知事に対して審査請求を することができます。なお、この入院措置があっ たことを知った日の翌日から起算して3か月以内 であっても、この入院措置の日の翌日から起算し て1年を経過すると審査請求をすることができな くなります。

これらの点について詳しくお知りになりたいと きは、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい 福祉課又は最寄りの保健所にお問い合わせくださ

8 略

項の規定 神障害者福祉に関する法律第 条第 項の規定 により、下記のとおり通知します。

> 年 月

> > 名 印 職氏

記

- 1 略
- 略

 $3\sim6$  略

は、退院させ、又は処遇の改善のために必要な措 置を指示するよう、鳥取県知事に対して請求をす ることができます。

また、この入院措置に不服がある場合は、この 入院措置があったことを知った日の翌日から起算 して3か月以内に鳥取県知事に対して審査請求を することができます。なお、この入院措置があっ たことを知った日の翌日から起算して3か月以内 であっても、この入院措置の日の翌日から起算し て1年を経過すると審査請求をすることができな くなります。

これらの点について詳しくお知りになりたいと きは、鳥取県福祉保健部障がい福祉課又は最寄り の保健所にお問い合わせください。

8 略

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

4 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後 改正前

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語 の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ

(1)~(13) 略

(14) 会計担当職員 組織規則第16条第9項第2 号及び第3号に規定する課長補佐(これに相当 する職の職員を含み、これらの職員のいない課 にあっては、上席の職員とする。) のうち当該 課の長があらかじめ定めた職員をいう。

(15)~(20) 略

(定義)

の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ

(1)~(13) 略

(14) 会計担当職員 組織規則第16条第8項第2 号及び第3号に規定する課長補佐(これに相当 する職の職員を含み、これらの職員のいない課 にあっては、上席の職員とする。) のうち当該 課の長があらかじめ定めた職員をいう。

(15)~(20) 略

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

5 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県規則第7号)の 一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前

(公の意思の形成への参画に携わる職)

- に掲げる職とする。
  - (1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例 第5号。以下「組織条例」という。) 第14条第 1項に規定する統括監及び部局長、鳥取県行政 組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下 「組織規則」という。)第16条第1項の規定に より置かれる部内局及び課の長、同条第9項の 規定により置かれる次長、同条第11項の規定に より置かれる理事監及び参事監、同条第12項の 規定により置かれる危機管理専門官、同条第13 項の規定により置かれる原子力安全対策監、同 条第14項の規定により置かれる文化振興監、同 条第15項の規定により置かれるスポーツ振興 監、同条第16項の規定により置かれる経済産業 振興監並びに同条第17項の規定により置かれる 通商物流戦略監

 $(2)\sim(5)$  略

(公の意思の形成への参画に携わる職)

- 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次|第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次 に掲げる職とする。
  - (1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例 第5号。以下「組織条例」という。) 第14条第 1項に規定する統括監及び部局長、鳥取県行政 組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下 「組織規則」という。)第16条第1項の規定に より置かれる部内局及び課の長、同条第8項の 規定により置かれる次長、同条第10項の規定に より置かれる理事監及び参事監、同条第11項の 規定により置かれる危機管理専門官、同条第12 項の規定により置かれる原子力安全対策監、同 条第13項の規定により置かれる文化振興監、同 条第14項の規定により置かれるスポーツ振興 監、同条第15項の規定により置かれる経済産業 振興監並びに同条第16項の規定により置かれる 通商物流戦略監

 $(2)\sim(5)$  略

(鳥取県会計管理者組織規則の一部改正)

6 鳥取県会計管理者組織規則(平成21年鳥取県規則第24号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後 (内部組織の設置) (内部組織の設置)

掲げる局を置き、局にそれぞれ同表の右欄に掲げ ろ課を置く

の似に匠(。	- \ 0	
会計局	略	
	統括審査課	
	略	
略		

 $2 \sim 3$  略

(会計局の各課の所掌事務)

第3条 会計局各課の所掌事務は、次のとおりとす 第3条 会計局各課の所掌事務は、次のとおりとす

会計指導課 略

統括審査課

第2条 会計管理者に、本庁として次の表の左欄に 第2条 会計管理者に、本庁として次の表の左欄に 掲げる局を置き、局にそれぞれ同表の右欄に掲げ る課を置く。

会計局	略
	審査出納課
	略
略	

 $2\sim3$  略

(会計局の各課の所掌事務)

会計指導課 略 審査出納課

平成29年3月31日	金曜日	鳥	取	県	公	報	号外第38号
(1)~(5) 略 工事検査課 略						~(5) <sub>倹査課</sub>	

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成29年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県規則第32号

に包括的に行う

もの及び支出命

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後 改正前 (地方機関の長の権限の執行等) (地方機関の長の権限の執行等) 第12条 地方機関の長は、その委任決裁事項の一部に 第12条 地方機関の長は、その委任決裁事項の一部に ついて、常時自己に代わって、その内部組織の長 ついて、常時自己に代わって、その内部組織の長に (会計に関する事務については地方機関の長があら 決裁させることができる。 かじめ定める職員を含む。) 又は次長(総合事務所 内局長である者に限る。) に決裁させることができ る。 2 · 3 略 2 • 3 略 別表 第3条 第4条 第6条 第1条署系 別表 第3条 第4条 第6条 第1条類系 一般の事務に係る事務の理権限 一般の事務に係る事務処理都限 事 事務処理権限の区分 事務処理権限の区分 専 決 権 者 委仟決裁権者 専 決 権 者 委仟決裁権者 種 類 容 知事 会計 地方機 地力機 種 類 内 容 知事 会計 地族 地力機 副海 部長 局長 部長 課長 担当 課長 部長 課長 担当 副知事 部長 局長 課長 職員関の長 関の長 職員関の長 関の長 略 略 三組織 三組織略 及びり 及び人 事管理 5 地方公務員の育児 事管理 5 地方公務員の育児 に関す 休業等に関する法律 に関す 休業等に関する法律 る事務 (平成3年)注建第110 る事務 (平成3年洪建第110 号) 第19条第1項ご 号) 第19条第1項3 規定する部分休業、 規定する部分休業又 職員の勤務時間、休 は職員の勤務時間 暇等に関する条例算 休暇等に関する条例 17条第1項第3号に 第17条第1項第3号 規定する子育で部分 に規定する子育で部 分体暇の承認又は取 休暇又は同項第4号 に規定する介護時間 (→)~(三) 略 (→)~(三) 略 略 略 略 七補助略 七補助略 金及び 金及び 会計に 2 会計に関する事務 会計に 2 会計に関する事務 関する (一) 略 関する (一) 略 (二) 本方における会 (二) 本穴における 事務 事務 計に関する事務 会計に関する事務 (1) 対出負担 (1) 支出負担行 為(地方自治法施 為(地方自治法施 行令(昭和22年政 行令(昭和22年政 令第16号)第160 令第16号)第160 条の2第2号に 条の2第2号ご 掲げる経費の債 掲げる経費の債 務が確定する前 務が確定する前

に包括的に行う

支出負担行為を

会を兼ねるものを除く。) イ略 ロ略 (2) 支出命令(地 方自治は施行令 第160条の22第 2号、場ずる経 費の衝勢)等能 する前に包括的 に行う支出負担		除く。)  イ 略  ロ 略  (2) 支出命令(地  方自治法施行令 第60条の2第2  号に掲する経費  の債務が確定す  る前こ包括的に 行う支出負担行	
行為工係ろもの を除注、支出負 担近済を報はる ものを含む。) イ略 ロ略 (3)・(4) 略 (5) 物品の取得 及び修繕等の請 求 1 1件2,000 万円以上の		為在除く。)  イ 略  ロ 略  (3)・(4) 略	
<u>もの</u> ロ 1件20万 円以上2 000 万円未満の もの へ 1件20万 円未満のも の (6) 略 (7) 略	Q Q	(5) 解答 (6) 解答	
(8) 略 (9) 歳出金/精 算、更正及び房 入、支出命令の 取消し若しくは 訂正又は歳入金 の更正 (10) 略	0	(7) 略 (8) 戻入金/調 定及び職入戻出 金//支出命令	
(11) 解答 (12) 解答 解答		(10) 照各 (11) 照各 服各	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す る。

平成29年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県規則第33号

鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成18年鳥取県規則第89号)の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

以 止 俊	以 止 削
(常勤職員数の報告)	(常勤職員数の報告)
第16条 法人のうち法第2条第2項の特定地方独立行	第16条 法人のうち法第2条第2項の特定地方独立行
政法人に係る法第54条第1項の規定による報告は、	政法人に係る法第54条第1項の規定による報告は、
地方独立行政法人法施行令(平成15年政令第486号)	地方独立行政法人法施行令(平成15年政令第486号)
第13条の規定により、1月1日現在における常勤職	第7条の規定により、1月1日現在における常勤職
員の数を記載した報告書を、同月30日までに所管課	員の数を記載した報告書を、同月30日までに所管課
長に提出して行うものとする。	長に提出して行うものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。